

# 下関市立考古博物館

## 要 覧





## 目 次

1	沿革	1
2	基本構想	2
3	遺跡公園等建設推進委員会組織	5
4	博物館建設事業費	6
5	常設展示	7
6	屋外展示	12
7	館内の施設	13
8	下関市立考古博物館の設置等に関する条例	17
9	下関市立考古博物館の観覧料に関する規則	18
10	下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則	19

## 1 沿革

- 平成 2年 遺跡公園等建設推進調査委員会を設置
- 平成 2年10月 第1回遺跡公園等建設推進委員会【概要説明・協議】
- 平成 3年 3月 第2回遺跡公園等建設推進委員会
- 平成 4年 1月 下関市考古資料館(仮称)の位置づけおよび活動について協議  
遺跡公園等建設推進事業に伴う下関市考古資料館(仮称)建設事業計画決定
- 平成 4年 2月 第3回遺跡公園等建設推進委員会  
【下関市考古資料館(仮称)基本構想、展示計画について協議】
- " 下関市考古資料館(仮称)展示基本設計委託協議会実施
- 平成 4年 3月 第4回遺跡公園等建設推進委員会【展示基本計画業者の審査】
- 平成 4年 4月 下関市考古資料館(仮称)展示基本計画業者を決定
- 平成 4年 6月 第5回遺跡公園等建設推進委員会  
【下関市考古資料館(仮称)建設ならびに展示基本計画について協議】
- 平成 4年 8月 第6回遺跡公園等建設推進委員会  
【下関市考古資料館(仮称)建設基本計画案、展示基本計画について協議】
- " 第7回遺跡公園等建設推進委員会【展示構想に伴う建築実施設計について協議】
- 平成 5年 3月 下関市考古資料館(仮称)建設開始
- 平成 6年 6月 名称を「下関市立考古博物館」と決定  
" 主体工事完了、展示資料の選定およびレプリカ・模型の製作開始
- 平成 6年12月 下関市議会において下関市立考古博物館設置条例を可決
- 平成 7年 3月 下関市立考古博物館完成
- 平成 7年 5月13日 下関市立考古博物館開館
- 平成11年 3月31日 トラックヤード増設
- 平成17年 2月13日 旧下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の1市4町が合併し、新「下関市」誕生

## 2 基本構想

### 1. 下関市立考古博物館の必要性

近代から現代に至るまでわが国の社会は、過去の歴史に例をみないほど激しく変化を遂げています。下関市においても著しい都市化の中にあって、多くの文化遺産が急速に失われつつあります。本市に残されている文化遺産の中には、私たちが日本の歴史を考えるうえで重要な価値をもつものが多くあります。本市の代表的な文化遺産のひとつである国指定の遺跡は、<sup>\*</sup>弥生時代2カ所、古墳時代1カ所、古代1カ所、近代2カ所の6カ所を数えます。これらの遺跡は本市の人口や面積を占める割合から、近隣の市町村より高く、本市のもつ歴史的特徴を物語っています。

なかでも、稻作を中心とする農耕文化を育んだ弥生時代は、伝統的な日本社会の基盤となり、現代に至りました。下関市においては山陰沿岸にほど近い綾羅木から安岡の低地や丘陵一帯に、弥生時代の集落跡が稠密に分布し、この中に国指定史跡綾羅木郷遺跡、同梶栗浜遺跡、稗田地蔵堂遺跡など著名な遺跡が点在しています。さらに吉母浜遺跡、山口県指定史跡中ノ浜遺跡、国指定史跡土井ヶ浜遺跡などが北浦沿岸に連なっています。

やがていくつかの村を纏めた有力者が出現した古墳時代には、有力者を葬った前方後円墳、円形墳、方形墳とよばれるお墓が造られるようになりました。本市及び周辺地域において代表的な墳墓として知られる6基の前方後円墳は山陰沿岸に集中し、そのうち4基が安岡から綾羅木にかけて、他の2基は市内の生野町と北に隣接する豊浦町にあります。

特に、綾羅木郷遺跡の立地する丘陵には若宮1号墳、上の山古墳、仁馬山古墳が連なり、仁馬山古墳に隣接して植松古墳、上ヶ原古墳などの方形墳が造されました。

綾羅木郷遺跡の南側を流れる綾羅木川流域の水田は、稻作農耕が本格的に開始される直前の縄文時代終末頃から小規模な水田が作られ、弥生時代から古墳時代にかけて耕作地は拡大し、古代に至り長府町に長門国府が置かれた頃、綾羅木の水田では条里制度が確立し、現代に踏襲されています。綾羅木に条里制が施工された頃、伊倉遺跡や秋根遺跡などこの地方を治めた役所が作られ大きな町として栄えました。

綾羅木郷遺跡は、昭和40年（1965）秋から開始された硅砂の採掘工事で文化財の保護と産業開発のはざまの中で、市民、研究者、本市教育委員会が一体となって発掘調査を進め、同時に遺跡の保存を訴え続けました。このころ全国でも盛んに進められていた産業開発と文化財保護の問題が世論を沸かす中で、昭和44年3月11日にわが国では前例のない緊急の史跡指定が行われ、文化財保護法改正のきっかけともなり、全国の文化財保護行政の確立を促した遺跡であります。

\*合併後の新市の国指定の遺跡は、弥生時代3カ所、古墳時代1カ所、古代1カ所、近代2カ所の7カ所になりました。

## 2) 展示計画についての基本的な留意点について

- ・現代日本の起点となった弥生時代から古墳時代を中心に、下関市がはたした役割を分かりやすく展示する。
- ・弥生時代、古墳時代の理解をたすけるために、現代からタイムトンネルを通って過去に遡る展示を行う。
- ・展示の目的を達成するために、下関市内にとどまらず関連する資料を収集し、研究・展示を行う。
- ・21世紀に向けた考古博物館としてオーディオ、ビジュアル等の技術を導入し施設の充実を図る。
- ・展示の方法、設備について十分な配慮を行い、情報の収集・整備を行い市民への情報提供のために、ロビー、講堂、郷土学習室において利用を図る。
- ・展示は九州、瀬戸内、環日本海、朝鮮半島、中国など他地域との関わりを取り入れる。

### ◎常設展示

- ・将来の展示替えを考えて、さまざまな展示に対応できるよう部屋の設計を行う。
- ・展示替えが容易にできるように、できるだけ固定ケースや固定パネルは置かず、可能な限り室内に柱は設けない。

### ◎特別・企画展示

- ・特別展示、企画展示を開催しないときも、季節展示、体験展示等の場として使用できるような設計をする。

### ◎学習

- ・博物館見学に先だって、講堂において映像による導入を行う。また成人向けの講座、研究会を開催する。郷土学習室において体験学習や小規模な研究講座を開催する。さらに展示室においても、ワークシートやQ&Aの活用や体験的要素を取り入れた演出を行う。

### ◎屋外展示

- ・見学者の各時代の理解を容易にするため、多目的広場を中心とし、古墳時代、弥生時代のゾーンを明確にする。
- ・展示は整備の終了した史跡のうちから古墳の森の見学・学習、弥生の里（仮称）の遺跡確認調査及び見学のための動線を考慮し、学習する博物館（ワーキングミュージアム）の環境をつくる。

### ◎休憩施設

- ・史跡指定地の古墳の森には、屋外での見学と憩いの場所として利用するほか、駐車場に隣接して休憩施設ならびに洗面所を設置する。

## 3) 学習・研修施設センターとしての機能の充実

市民の学習・研究センターとしての機能を維持し、質の高い展示を発展させ、市民に充分な知的サービスを提供するために管理部門、学芸部門、調査部門の3部門を構成し、本館における研究を継続的に行う。

## 2. 目的

今や、経済大国に成長した我国は、人々の心にゆとりと潤いが求められています。そのためにも伝統的な我国の文化や文化遺産を正しく伝え、心ゆたかな市民生活を送るための環境の育成が急務であります。国を挙げて保存に取り組み、4半世紀を経た史跡綾羅木郷遺跡のもつ精神を子孫に伝え残すために、史跡に隣接して下関市立考古博物館を建設し、第2次世界大戦後に本格的に開始された埋蔵文化財の調査・研究の成果を下関市民のみならず全国の人々に公開、活用し、さらに本市の友好都市を含めた近隣諸国とも国際的な学術交流を図り、友好の輪を広げる必要があります。

そのためには、まず市民が参加する博物館として史跡指定地の古墳の森の見学、弥生の里（仮称）の遺構確認調査への参加、史跡の道の見学と関連づけ、博物館の屋外には体験学習のできる竪穴住居、古墳を復元するなど諸施設を設置し、来館した人達が積極的に参加し、楽しみながら学習する博物館（ワーキングミュージアム）を目指します。

また本市で行っている埋蔵文化財の発掘調査の推進にあわせて、本市との関わりのある地域の考古資料の収集・研究を行い、その成果を市民へ公開し、文化財に対する理解と啓発を図っていきたいと思います。

さらに史跡や博物館を一般市民の学習の場として提供するとともに、憩いとやすらぎの場として心ゆたかな潤いのある生活の場を提供し、また国内のみならず諸外国の弥生文化、古墳文化の研究をする人達へも研究の場を提供し、学術交流を深めていきたいと考えます。

## 3. 特色

下関市立考古博物館では、体験学習する博物館（ワーキングミュージアム）活動を通して、文化財への理解と啓発を図るために、次のような特色をそなえる。

### 1) 建築についての留意点

- ・ 資料が良好な状態で保存できるようにする。
- ・ 来館者が気軽に入館できるようにする。
- ・ 来館者が見学しやすい構造、見学が終わった後に印象に残るような構造にする。
- ・ 展示は室内と屋外、史跡を一体とした構成にする。
- ・ 職員が使いやすい機能的な構造にする。
- ・ 資料の保存に影響のない空間では、外光（間接光）を十分取り入れ、明るい雰囲気をつくる。
- ・ 市民に開放され、情報を提供できるサービス機関として活用する。
- ・ 市民の学習の場として、施設、設備の整備、充実を行う。
- ・ 考古博物館の目的にかかるイベントを開催する。

### 3 遺跡公園等建設推進委員会組織

	氏 名	所 属	役 職 名	備 考
委 員 長	多賀三郎	下関市教育委員会	教育長	平成2~3年度
	石川 啓	同 上	同上	平成4~6年度
委 員	横山浩一	福岡市立博物館	館長	平成2~6年度
	金関恕	天理大学	教授	同上
	佐原眞	国立歴史民俗博物館	副館長	同上
	毛利正夫	(財)日本博物館協会	専務理事	同上
	中島恒雄	郷土の文化財を守る会	会長	同上
	山田泰久	山口県教育委員会	文化課長	平成2~4年度
	小松正憲	同 上	同上	平成5~6年度
	中村徹也	山口県埋蔵文化財センター	所長	平成2~6年度
	徳永利孝	下関市立向井小学校	校長	平成2~3年度
	米崎忠	下関市立向山小学校	校長	平成4~6年度
	福田常雄	下関市立安岡中学校	教頭	平成2~3年度
	伴恒雄	下関市立勝山中学校	教頭	平成4~6年度
	吉野泰全	下関土木建築部	建築課長	平成2~5年度
	松田和夫	同 上	同上	平成6年度

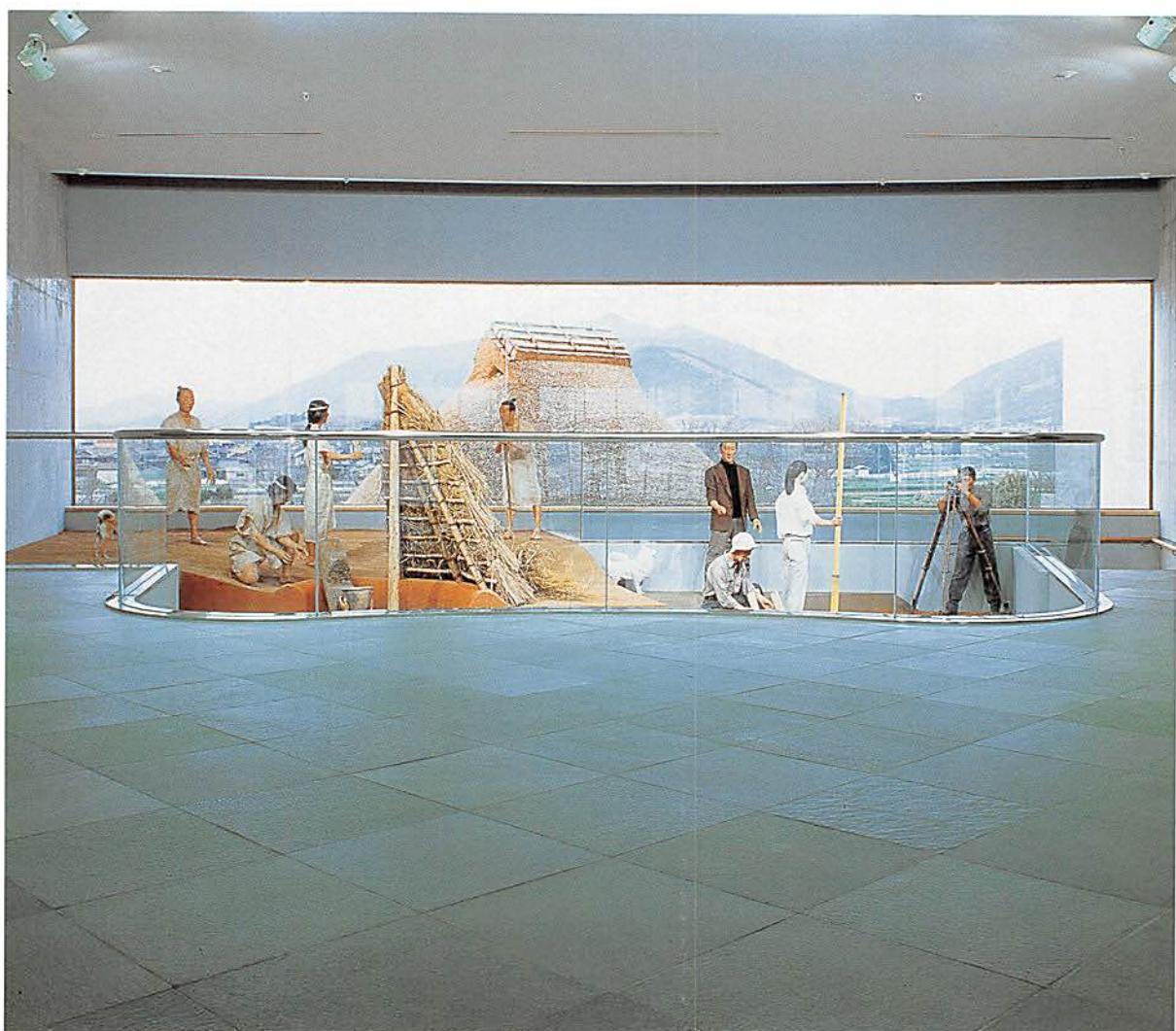
#### 4 博物館建設事業費

敷地面積	12,942m <sup>2</sup>	H3.3.27取得
延床面積	2,565.79m <sup>2</sup> (97.86m <sup>2</sup> 増設で、現在2,663.65m <sup>2</sup> )	
期 間	H4~6年 3ヶ年継続事業	H7.3.31完成
館 建 設		1,333,860千円
環 境 整 備		228,412千円
用 地 取 得	495,775千円 □	
用 地 造 成	58,961千円 □	554,736千円
実 施 設 計	41,530千円 □	
└ 博 物 館	32,136千円 □	
└ 展示施設	9,394千円 □	
基 本 設 計	13,616千円 □	55,146千円
休 憇 所		86,963千円
博 物 館 備 品		60,000千円
取 付 道 路		118,965千円
建設推進委員会 事 务 費	2,382千円 □ 6,051千円 □	8,433千円
合 计		2,446,515千円
トラックヤード増設	97.86m <sup>2</sup> (H11.3.31完成)	18,984千円

## 5 常設展示

### エントランス

正面玄関を入るとエントランスになっており、原寸大の貯蔵用竪穴がジオラマによって再現されています。エントランスの左側では秋を迎えた弥生人の家族が収穫した食べ物を貯蔵用竪穴に蓄えるために働いています。右側では現在（1965年頃）の考古学の研究者が弥生人の残した貯蔵用竪穴の発掘調査をしています。屋外には復元された竪穴住居があり、その後ろには弥生の里が広がり、はるか彼方には竜王山がそびえています。



監修 人物 九州大学 名誉教授 永井 昌文  
衣装 大阪外国語大学 助教授 武田佐知子  
犬 奈良国立文化財研究所 松井 章

## タイムトンネル

下関市は中国山地の端にあたり、日本海、瀬戸内海に囲まれ、南は関門海峡を隔てて北九州と接し、海との関わりの中で、大きく移り変わっています。

タイムトンネルでは、平成・昭和、大正・明治、江戸、室町・鎌倉、平安・奈良の各時代を遡りながら下関の歴史の移り変わりを通過したのち、古墳時代、弥生時代の世界を見学していただきます。



タイムトンネル



土笛を吹く少年と少女

## 常設展示室

常設展示室では、弥生・古墳時代の下関市域および近接地域の歴史だけでなく、大陸との交流史をも考古資料を通して理解していただけるように、テーマ展示方式を採用しています。また、弥生・古墳時代の文化がゲーム感覚で学習できるように3D映像装置などの視聴覚機器やパソコンを設置しています。

### ① 古墳時代の下関と古墳の副葬品

市内の古墳や古墳時代の遺跡から出土した大刀や馬具、装身具、土器、青銅器などの副葬品や生活用具を交えて展示しています。

### ② 弥生時代のくらしと弥生土器

考古博物館に隣接する国指定史跡「綾羅木郷遺跡」の出土品を中心に、土器や石器、鉄器などの日常生活用具、勾玉などの装身具を展示。あわせて弥生時代の四季の生活パネルによって説明しています。

### ③ 海からの文化

中国や朝鮮半島との交流を示す市内出土の土笛(陶埙)や蓋弓帽、細形銅劍、多鈕細文鏡などの実物および複製品を展示しています。また、縄文～古墳時代にかけての日本・中国・朝鮮半島間の文物交流史を年表形式で示しています。



常設展示室

#### ④ その他

- ・古墳の模型

若宮1号墳（前方後円墳）・岩谷古墳（円墳）を内部の様子がわかるよう20分の1の大きさの模型で示しています。

- ・道具のゆくえ

石器や青銅器などの遺物の用途を早押しクイズ方式により学習できるようにしています。

- ・弥生時代・古墳時代アラカルト【Q&A】

弥生時代および古墳時代の文化や社会をパソコンを使い、楽しみながら学習できるようにしています。

- ・土器ジグソーパズル

甕・壺の破片（セラミック製）を接合し、弥生土器の復元作業が体験できるようにしています。

- ・映像装置（模型を併用）

a, 弥生のムラ（四季の暮らし）[3D映像] d, 海岸での漁労風景

b, 綾羅木の稻作風景

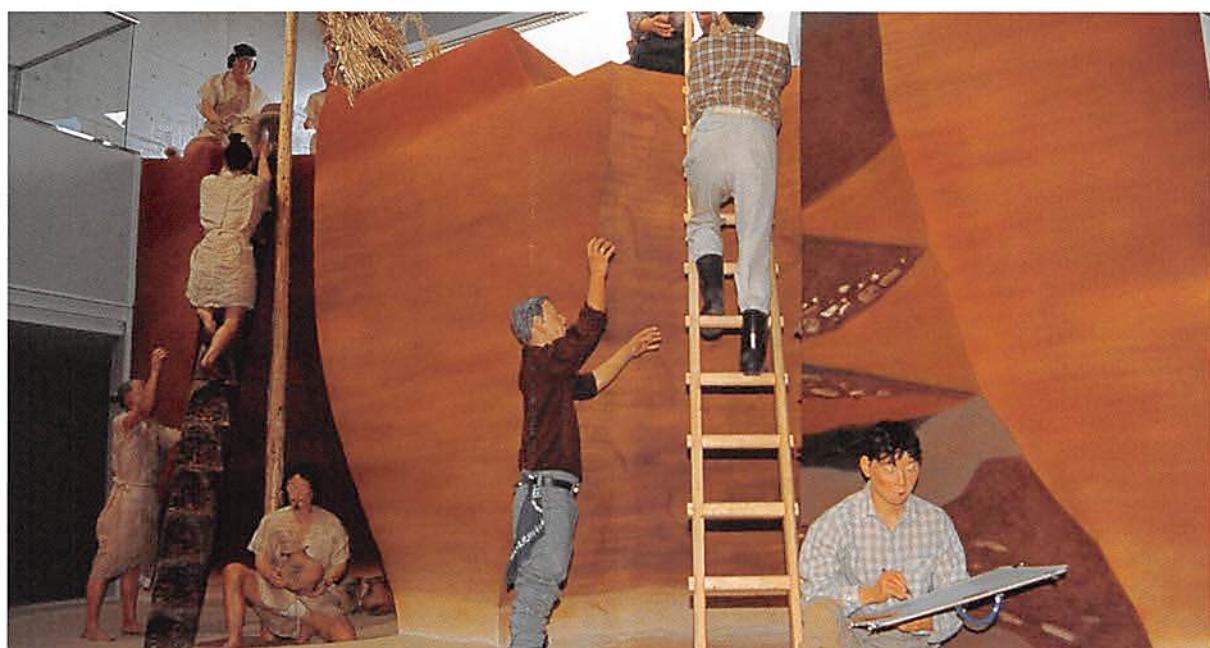
e, 梶栗浜での埋葬風景[3D映像]

c, 貯蔵用竪穴

f, 弥生土器作りの体験

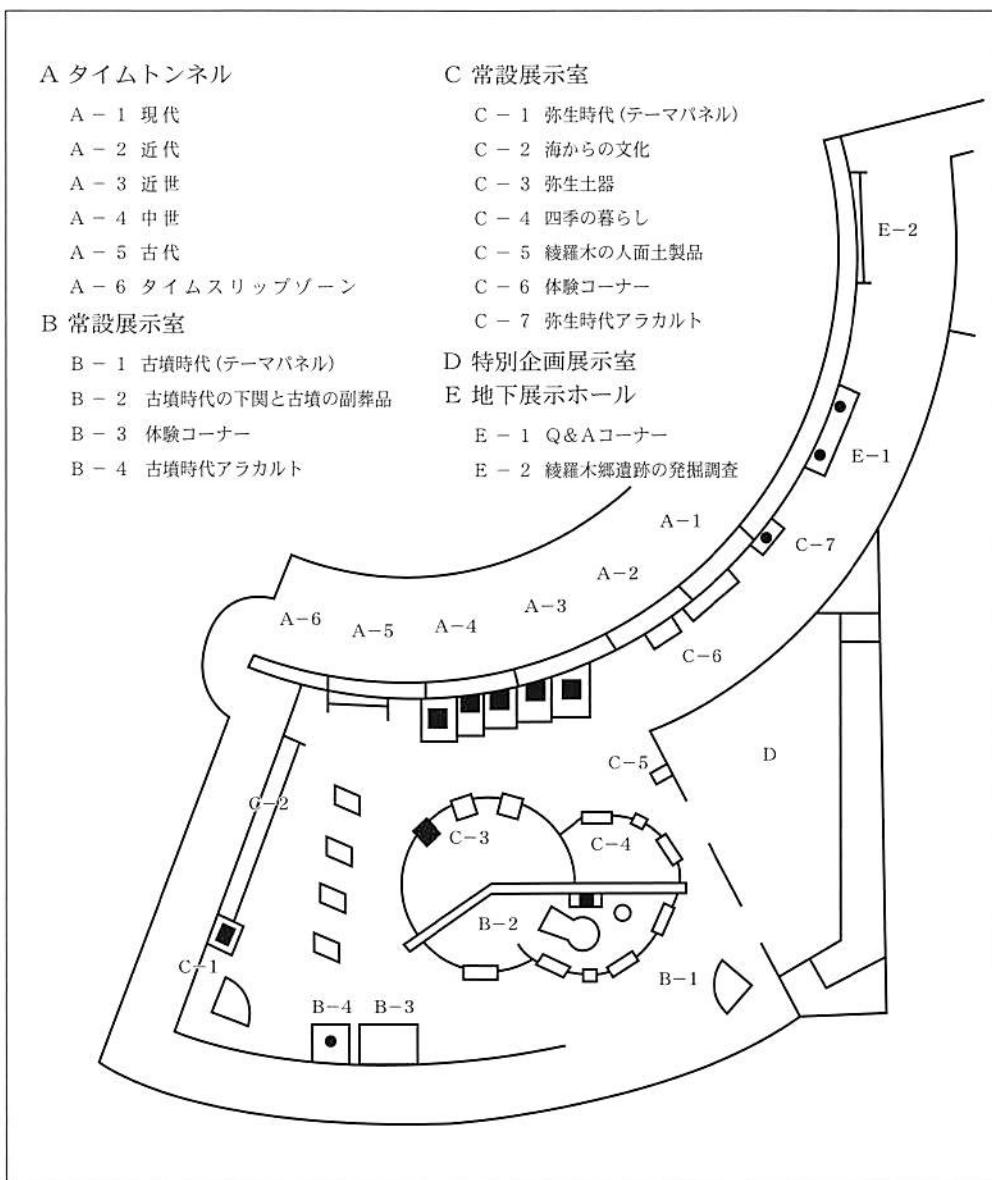
- ・綾羅木郷遺跡の発掘調査

昭和44（1969）年に、珪砂の採掘を目的に、綾羅木郷遺跡を破壊した業者のブルドーザーの前に、身を挺して立ちはだかったボランティアの人々の様子を写真愛好家グループSYSの撮影した写真パネルで紹介しています。



地下展示ホール

## 展示場案内



空から見た考古博物館

## 6 屋外展示

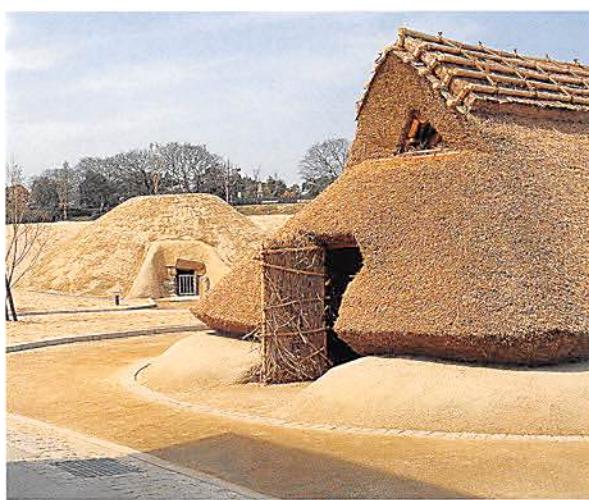
屋外には、移築した岩谷古墳や、弥生・古墳時代の竪穴住居が復元され、中に自由に入れるようになっています。また、古墳の森ゾーンとして若宮古墳群が整備されています。



岩谷古墳



竪穴住居（弥生時代）



竪穴住居（古墳時代）

## 7 館内の施設

### 講堂

80名が収容できる講堂です。市民を対象にした研究会や講演会、シンポジウムなどを行います。



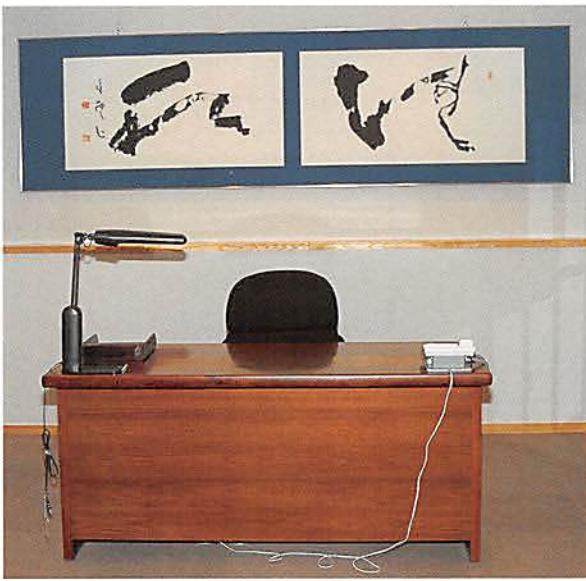
講堂

### 郷土学習室

綾羅木郷遺跡の古墳の森の見学・学習、そのほか四季折々を通じて体験学習を行うとともに、下関市内の遺跡や考古学に関わる学習のために、小中学生・成人を対象にした講座を開催します。また学習室の中には、郷土の遺跡を研究する資料や書籍を置き、だれでも利用できます。



郷土学習室



館長室



図書室



収蔵庫(上)



トラックヤード



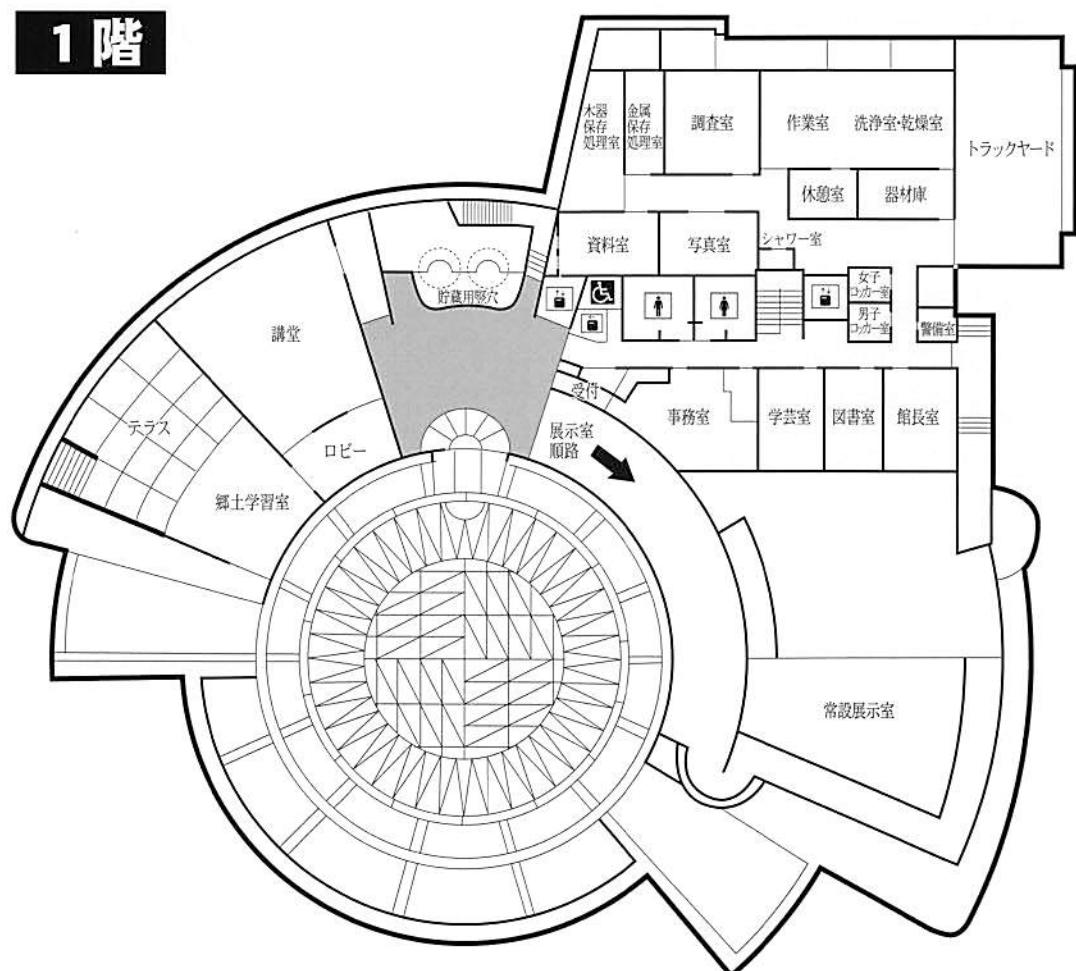
収蔵庫(下)



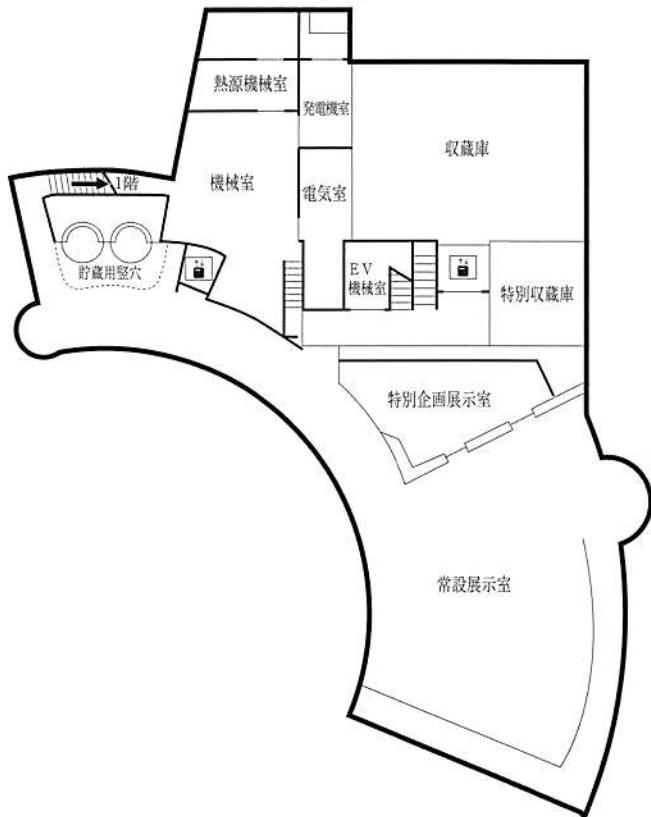
特別収蔵庫(内部)

## 平面図

### 1階



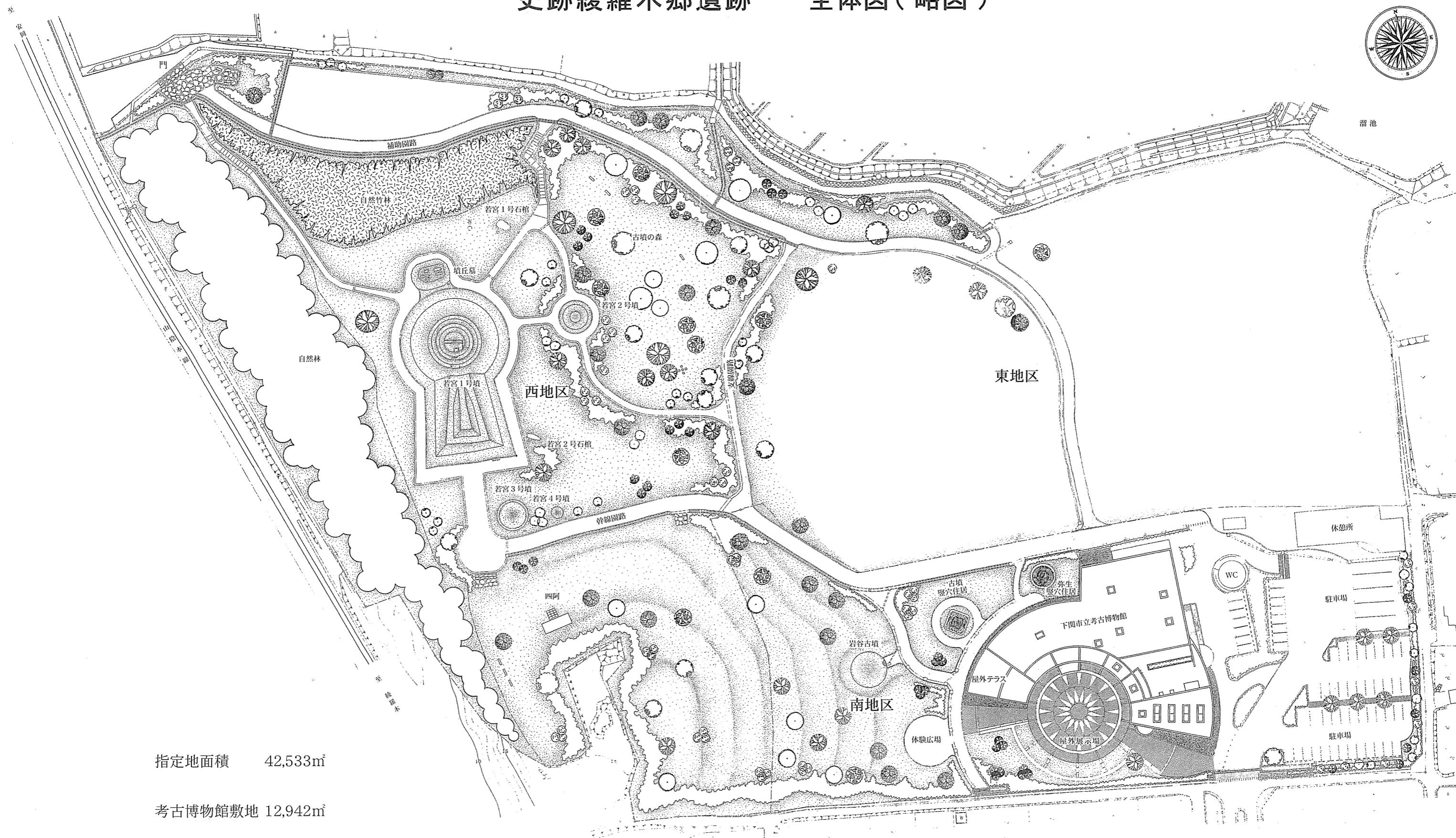
### 地階



## 史跡綾羅木郷遺跡 全体図(略図)

指定地面積 42,533m<sup>2</sup>

考古博物館敷地 12,942m<sup>2</sup>



## 各室面積

(単位 : m<sup>2</sup>)

	面積		面積
<b>A. 展示部門</b>		<b>D. 教育普及部門</b>	
常設展示室	403.77	講 堂	170.02
企画展示室	102.27	郷土学習室	67.03
タイムトンネル	116.09	小 計	237.05
展示ロビー	74.64	<b>E. 管理部門</b>	
地下ホール	97.62	受 付	8.68
小 計	794.39	館 長 室	34.80
<b>B. 収蔵部門</b>		事 務 室	56.05
収 蔵 庫	208.50	湯 沸 室	7.08
特別収蔵庫	45.77	休憩室	6.91
荷捌場	38.19	更衣室	10.45
トラックヤード	97.86	シャワー室	5.29
小 計	390.32	警備員室	5.46
<b>C. 調査研究部門</b>		小 計	134.72
洗浄・作業室	89.47	<b>F. 機械部門</b>	
金属保存処理室	20.01	機 械 室	148.13
木器保存処理室	47.57	熱源機械室	32.65
資 料 室	31.53	発電機室	26.71
器 材 庫	14.48	電 気 室	38.94
調査員室	47.80	E V 機械室	21.38
休憩室	14.33	C O <sub>2</sub> 倉庫	19.93
写 真 室	33.49	機械(1F)	16.06
(暗 室	4.02)	小 計	303.80
学芸員室	32.05	<b>G. 共用部門</b>	443.60
図 書 室	29.04	合 計	2,663.65
小 計	359.77		

敷地面積 12,942m<sup>2</sup>

構 造 鉄筋コンクリート造 2階(地上1階・地下1階)

建築面積 1,875.35m<sup>2</sup>

建築延面積 2,663.65m<sup>2</sup> (1F 1,447.24m<sup>2</sup> · B1 1,186.41m<sup>2</sup>)

## 8 下関市立考古博物館の設置等に関する条例

(平成17年2月13日)  
条例第122号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の向上に資するため、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)

第18条の規定に基づき、次のとおり考古博物館を設置する。

名 称	位 置
下関市立考古博物館	下関市大字綾羅木字岡454番地

(休館日)

第2条 下関市立考古博物館(以下「考古博物館」という。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(開館時間等)

第3条 考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(観覧料)

第4条 考古博物館が特別に企画し、考古資料を展示した場合は、当該資料を観覧しようとする者から観覧料を徴収することができる。

2 前項に規定する観覧料は、2,000円以内で市長が定める。

(特別観覧の許可)

第5条 考古博物館が展示し、又は保管している資料(以下「考古資料」という。)について、学術研究等のため熟観、模写、模造又は撮影等をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(施設の使用)

第6条 委員会は、考古博物館の設置目的を達成するために必要があると認めるときは、運営に支障のない範囲で、講堂又は学習室の使用を許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、委員会規則の定めるところにより、許可の申請をしなければならない。

3 委員会は、第1項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(観覧料の減免)

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第8条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館及び使用許可の制限等)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、考古博物館への入館を拒み、又は考古博物館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公益を害し、又はそのおそれのある者
- (2) 考古資料、考古博物館の施設等を損傷し、又は損傷するおそれのある者
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれのある者
- (4) 考古博物館の管理上支障があると認められる者

2 委員会は、使用許可を受けようとする者又は使用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

使用許可をせず、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 前項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。

(損害賠償)

**第10条** 入館者は、その責めに帰すべき理由により、考古資料、考古博物館の施設等を損傷し、滅失し、又は汚損した場合は、市長の定める損害の額を賠償しなければならない。

(考古博物館協議会)

**第11条** 法第20条の規定により、考古博物館に下関市立考古博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、下関市立考古博物館の設置等に関する条例(平成6年下関市条例第39号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 9 下関市立考古博物館の観覧料に関する規則

(平成17年2月13日)  
(規則第68号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、下関市立考古博物館の設置等に関する条例(平成17年条例第122号。以下「条例」という。)

第4条、第7条及び第8条の規定による観覧料の徴収、減免及び還付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧料の徴収)

**第2条** 条例第4条の観覧料(以下「観覧料」という。)は、別に定める観覧券と引換えに徴収する。

(観覧料の減免)

**第3条** 条例第7条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、観覧料を免除する。
  - ア 70歳以上の者が観覧するとき。
  - イ 療育手帳制度について、(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者(付添人1人を含む。)が観覧するとき。
  - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級までの者については、付添人1人を含む。)が観覧するとき。
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(付添人1人を含む。)が観覧するとき。
  - オ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に記入されている障害の程度が頂症である者(障害の程度が特別頂症から第4項症までの者については、付添人1人を含む。)が観覧するとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたときは、観覧料について、市長が定める額を減額し、又は免除する。

2 前項の観覧料の減免を受けようとする者は、市長に下関市立考古博物館観覧料減免申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、前項第1号アに該当する者にあっては、住所及び年齢を証明するに足る公の機関の証拠書類の提示をもって、同号イからオまでに該当する者にあっては同号イからオまでに掲げる各手帳の提示をもって下関市立考古博物館観覧料減免申請書の提出があつたものとみなす。

（観覧料の還付）

**第4条** 条例第8条ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により、観覧ができなくなったとき 全額
- (2) 考古博物館の修理、改築その他の管理上の理由により観覧ができなくなったとき 全額

2 観覧料の還付を受けようとする者は、下関市立考古博物館観覧料還付申請書（様式第2号）により申請しなければならない。

（その他）

**第5条** この規則に定めるもののほか、観覧料に関して必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、下関市立考古博物館の観覧料に関する規則（平成7年下関市規則第28号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## 10 下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則

（ 平成17年2月13日 ）  
（ 教育委員会規則第37号 ）

（趣旨）

**第1条** この規則は、下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第122号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（特別観覧の許可）

**第2条** 条例第5条第1項の規定による許可（以下「特別観覧許可」という。）を受けようとする者は、下関市立考古博物館特別観覧許可申請書（様式第1号）を下関市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の下関市立考古博物館特別観覧許可申請書を受理し、特別観覧を許可したときは、下関市立考古博物館特別観覧許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 特別観覧許可を受けた者は、当該特別観覧許可に係る学術研究等のため熟覧、模写、模造又は撮影等をするときは、職員の指示に従わなければならない。

（施設の使用）

**第3条** 条例第6条第2項の規定による申請は、講堂又は学習室（以下「施設」という。）を使用しようとする日の6ヶ月前から3日前までに、下関市立考古博物館施設使用許可申請書（様式第3号）を委員会に提出して行わなければならない。

2 委員会は、前項の下関市立考古博物館施設使用許可申請書を受理し、条例第6条第1項の許可をしたときは、下関市立考古博物館施設使用許可書（様式第4号）を交付するものとする。

3 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設を使用するときは、前項の規定により交付された下関市立考古博物館施設使用許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならない。

4 使用者は、当該施設の使用を中止するときは、下関市立考古博物館施設使用中止届書（様式第5号）に、第2

項の規定により交付された下関市立考古博物館施設使用許可書を添えて、委員会に届け出なければならない。  
(入館者等の心得)

**第4条** 下関市立考古博物館（以下「考古博物館」という。）の入館者（入館しようとする者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、構内施設、資料その他の備品等を損傷し、汚損し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、火気を使用しないこと。
- (4) 危険物、ペット類を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく構内で物品を販売し、又は展示しないこと。
- (6) 許可なく考古資料等の撮影又は模写をしないこと。
- (7) 設備等の使用を終えたときは、必ず原状に復すこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示に従うこと。

2 使用者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員は、使用する施設の所定の定員を超えないこと。
- (2) 使用する施設への入場者に対し、前項に規定する事項を遵守させること。
- (3) 使用する施設内での事故防止に努めること。

(考古博物館協議会)

**第5条** 条例第11条に規定する下関市立考古博物館協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者の中から委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学識経験者

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長を置き、協議会の委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の会議)

**第7条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、隨時必要に応じて開催する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、考古博物館において処理する。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則（平成7年下関市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## 利用ご案内

**開館時間** 午前9時30分から午後5時  
(入館は午後4時30分まで)

休館日 毎週月曜日(祝日の場合、開館)  
12月28日～1月4日

## 観覧料 無 料(特別展を除く)

駐車場 87台(うちバス5台)・無料



# 下関市立考古博物館要覧 — 第7版 —

発行日 2005年9月  
編集発行 下関市立考古博物館  
〒751-0866  
山口県下関市大字綾羅木字岡454  
TEL 0832-54-3061  
FAX兼 0832-54-3062  
印 刷 有限会社 光文堂印刷社

